

ほいくえんのほん

(重要事項説明書)

令和5年度改訂版

～ みみづく保育園の目指す3つの姿 ～

園の姿

“すべての子ども達に、明るい未来の光が差し込む場所”

子どもの姿

“愛されることを感じ、
笑顔いっぱいの1日の連続を思う存分楽しんでほしい”

職員の姿

“自分の人生が豊かなものになるよう、
自らの成長を大切にしてほしい”

事業所の名称	社会福祉法人みみづく福祉会
代表者氏名	北川 昌信
法人の所在地	〒610-0331 京都府京田辺市田辺尼ヶ池18番地
法人の電話番号等	TEL 0774-63-2335 FAX 0774-63-2326 HP http://www.mimiduku.jp
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 保育所の経営

事業の目的

- ・この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。

運営方針

- ・子どもの健やかな成長、心身の発達を助長するとともに保護者及び地域の子育て世代に対して子育てに関する悩み、相談に対応できる体制を構築する。
- ・子どもとの信頼関係を築き、子ども自らが考えたり工夫したりして活動が豊かに展開されるよう環境を整え、よりよい教育及び保育の環境を創造するよう努める。

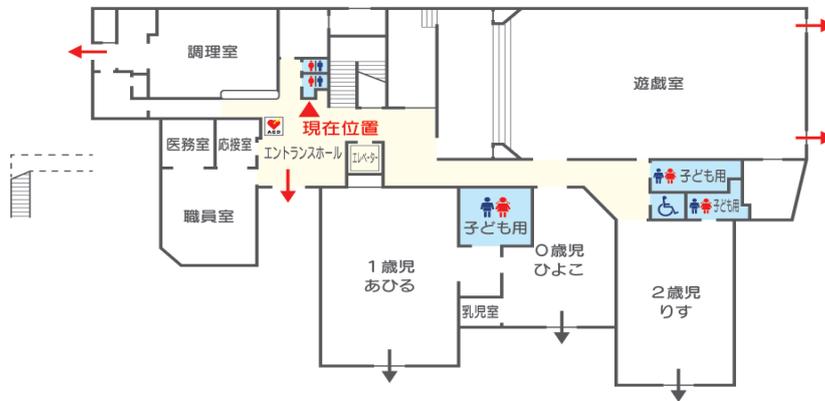
みみづく保育園の概要 沿革

昭和 5 年 4 月	西念寺先代住職北川学信により、農繁期季節託児所を開設
昭和 30 年 4 月	認可保育園にむけての請願運動を開始
昭和 38 年 4 月	年間保育を開始
昭和 43 年 1 月	北川義、勲七等寶冠章を授与
昭和 53 年 9 月	厚生省に社会福祉法人みみづく福祉会「みみづく保育園」設立認可を申請
昭和 54 年 5 月	設立認可を受ける
昭和 54 年 6 月	財団法人日本自転車振興会より補助金交付決定
昭和 54 年 8 月	園舎建築に着手
昭和 54 年 2 月	新園舎完成（60 人定員）
昭和 54 年 4 月	みみづく保育園設立
昭和 62 年 11 月	定員数変更に伴い園舎増築に着手
昭和 63 年 3 月	園舎増築完成（90 人定員）
平成 12 年 3 月	乳児室増築
平成 15 年 4 月	定員数変更（120 人定員）
平成 17 年 11 月	園舎増築改修工事着手
平成 18 年 3 月	新園舎完成、定員数変更（150 人定員）
平成 26 年 3 月	新園舎完成
平成 26 年 4 月	定員数変更（225 人定員）

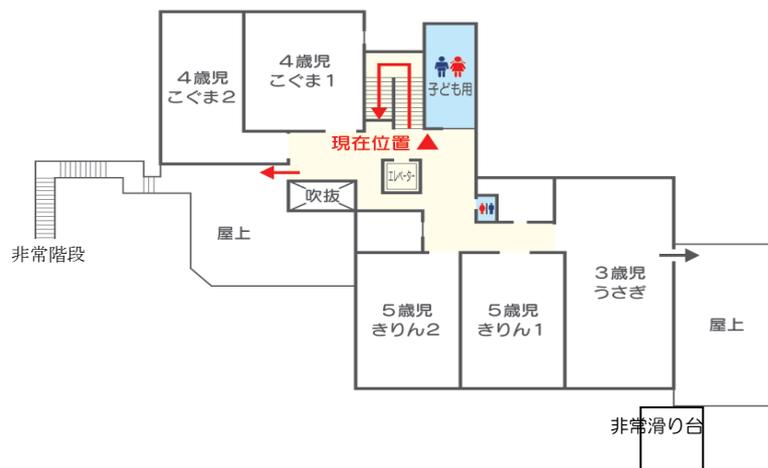
名称	みみづく保育園
所在地	京田辺市田辺尼ヶ池 18 番地
認可年月日	昭和 54 年 5 月
電話番号	0774-63-2335
施設長名	川戸 洋子

園内見取り図（避難経路図）

1 F ご案内



2 F ご案内



施設・設備の概要

敷地面積		2496.41m ²	
園舎	構造	鉄骨造 2階建て 延床面積 1271.360m ²	
	延床面積	1296.86m ²	
施設・設備の数と面積	乳児室	3室	228.77m ²
	保育室	5室	302.35m ²
	遊戯室	1室	207.77m ²
	調理室	1室	43.96m ²
	調乳室	1室	5.04m ²
	乳児用トイレ	2か所	22.35m ²
	幼児用トイレ	2か所	32.06m ²
	園児屋外トイレ	1か所	8.3m ²
	医務室	1室	10.48m ²
	事務室	1室	35.05m ²
	応接室	1室	7.20m ²
休憩室	2室	21.26m ²	
設備の種類		0～2歳児の床暖房、全室エアコン	
屋外遊戯場（園庭）		1,560.32m ²	

組織・運営

- (1) 定員数 225名

利用定員 (225名)	2号認定	5歳児	4歳児	3歳児
	144人	50人	50人	44人
	3号認定	2歳児	1歳児	0歳児
	81人	36人	30人	15人

- (2) 職員体制

施設長	1人 (資格：保育士、幼稚園教諭2種)
保育士	30人 (常勤：29人、非常勤：1人)
保育補助	10人 (常勤：4人、非常勤：6人)
調理員(栄養士除く)	4人 (業務委託)
栄養士	1人 (業務委託)
事務員	1人 (常勤：1人)

- (4) 保育料以外の園の諸費用の支払方法
京都銀行の口座より引き落としまたは現金払い
- (5) 提供する教育・保育の内容
児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供します。

保育内容

法人理念	いささかなりとも人のお役に立つことができ得れば
保育理念	個々の思いを尊重し寄り添いながら、子ども達の生活が楽しく実りあるものとする
保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健全な心身の発達を図る。 ・豊かな人間性を育む。 ・家庭や地域と連携を図り、子育て支援を行う。
保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・友達を思いやれる子ども ・友達と力を合わせてやり切れる子ども ・物や生き物、植物を大切にできる子ども ・あいさつができる子ども ・思いを伸び伸びと表現できる子ども
提供する保育の内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の発達に必要な教育・保育 ・食事の提供 ・延長保育事業 ・その他教育・保育に係る行事等 (P7参照)

保育の提供日及び提供時間

(1) 提供日・休園日

提供日	休園日
月～土曜日	・日曜日 ・祝日 ・年末年始（12月29日～1月3日）

※伝染病・風水害・警報発令など、その他必要と認めたときは休園することがあります。

(2) 提供時間

開園時間	月～金曜日	7:00～19:00
	土曜日	7:00～16:00
保育標準時間認定	月～金曜日	7:00～18:00（最長11時間）
	土曜日	7:00～16:00（最長9時間）
保育短時間認定	月～金曜日	8:30～16:30（最長8時間）
	土曜日	8:00～16:00（最長8時間）

※利用希望に応じて、開園時間内で延長保育を行います（別途利用料金必要P6参照）。

育児休業中の方は、短時間認定になります。病気などどうしても延長保育が必要な時をご相談ください。

また、産休から育児休業への変更時は書類が必要です。（変更届・入所継続願・在職証明書）

給食等について

※全ての園児に給食等を提供します。

○=提供

	提供内容			
	午前のおやつ	給食		午後のおやつ
		主食	副食	
0歳児	○	○	○	○
1歳児	○	○	○	○
2歳児	○	○	○	○
3歳児		○	○	○
4歳児		○	○	○
5歳児		○	○	○

給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託している(株)魚国総本社が、当園において調理します。 ・献立は管理栄養士監修のもと作成し、献立表は毎月コドモンで配信します。
食物アレルギーへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず当園指定の指示書に医師の診断を明記し、提出してください。除去食や代替食を提供します。 ・他の園児と変わらぬ生活を過ごせるように配慮します。 ・万が一、誤食等の事故が発生したときは、保護者・各関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。
食育に対する考え方	クッキング、栽培物の収穫等、様々な体験を通じて食べる物について関心を持ち、健全な体作りや食事習慣、社会性を身につけることが出来るよう食育を実践しています。

利用料その他の費用等の徴収について

(1) 保育利用料

2号認定子ども（3～5歳児）は、幼児教育・保育に伴う保育料無償化のため、保育料の利用者負担はありません。

3号認定子ども（0～2歳児）は、園児の在住する市町村の定める保育料を京田辺市に毎月お支払いください。

(2) その他の費用

保育の提供に要する実費の費用

項目	金額		備考
給食費（2号認定）	月額	7,000円	給食主食 2500円 副食 4500円
新学年毎に必要な用品代	年齢ごとに金額決定		
行事費等	月額	800円	夏祭り・運動会・クリスマス・進級祝
卒園アルバム代（5歳児）	月額	1,000円	小学校就学年度の7～8月頃引渡
お泊まり保育代（5歳児）	1回	実費徴収	年1回実施
布団リース代（0～4歳児）	月額	1,600円	希望者のみ

※月額表示は、登園された日数に関係なく徴収させていただきますので、ご了承ください。

延長保育料金

曜日	認定区分	時間	単発利用・定期利用	金額	
月～金	短時間認定	16:31～19:00	単発利用	10分	100円
			単発利用	1回	150円
	標準時間認定	18:01～19:00	定期利用	月額	2000円
			特別な時	10分	300円
土曜日		16:01～	特別な時	10分	300円

単発利用：コドモンの打刻時間にて管理させていただきますので事前の申し込みは不要です。

定期利用：前月20日までにコドモンでお知らせください。（締め切り厳守）年間で申し込みされる場合はその旨をお知らせください。

※口頭、お帳面の申し込みではなく必ずコドモンにて申し込みをお願いいたします。

※年間で申し込みされているご家庭で、次月のみ単発利用を希望される場合も前月20日までにコドモンでお知らせください。

年間行事予定表（簡易版）

月	保育園行事	保健行事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入園式 ・ 誕生日会（4, 5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内科検診
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 春の遠足 ・ 保育参観（5歳のみ交通教室） 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虫歯予防デー ・ 保育参観 ・ お泊まり保育（5歳児のみ） ・ プール開き 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科検診 ・ 手洗い教室 ・ 検尿検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火教室
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 七夕まつり ・ 誕生日会（6, 7月） ・ 夏祭りごっこ 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誕生日会（8, 9月） ・ プールおさめ 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敬老の日プレゼントはがき ・ 保育参観 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誕生日会（10, 11月） 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会（2～5歳児） ・ 秋の遠足 ・ マラソン開始 ・ 散歩（世代間交流） ・ 卒園児記念写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視力検査（幼児） ・ 内科検診
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリスマス会 ・ お誕生会（12, 1月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科検診
1		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豆まき ・ 生活発表会 ・ 洛南寮訪問（5歳児） ・ 誕生日会（2, 3月） ・ 個人懇談（希望者のみ） 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ おひなまつり ・ 卒園遠足（5歳児） ・ お別れ会（世代間交流） ・ 卒園式 	

<その他の行事> ・ 避難訓練 ・ ワンパクデー（異年齢交流） ・ 身体測定

※8月13日～8月16日の間は、お休み協力期間としています。

どうしても保護者の方の都合がつかない園児については保育をしますが、この期間に調理室の消毒等整備をしますので、給食はありません。お弁当をお持ちください。

保育園での一日

(月～金曜日)

時間	幼児	乳児
7:00	(延長保育)随時登園	(延長保育)随時登園
8:30	保育	保育
9:00	↓	おやつ(牛乳)
11:00		給食
12:00		午睡
13:30		
14:00		おやつ
15:00		
16:00		
18:00	随時降園	随時降園
19:00	(延長保育)	(延長保育)

(土曜日)

時間	幼児	乳児
7:00	(延長保育)随時登園	(延長保育)随時登園
8:30	保育	保育
9:00	↓	おやつ(牛乳)
11:00		給食
12:00		午睡
13:30		
15:00		おやつ
16:00	随時降園	随時降園

お散歩に出かけることもあります。(保育園周辺、花見山公園、飛行機ランドなど)
 <保育計画(年間)> 各保育室に掲示しています。

園からのお願い

- ・園からの連絡は、登降園管理システムの「コドモン」で行います。合わせて「玄関の掲示」「連絡帳」「印刷物」も確認してください。
- ・ご家庭からの連絡は、連絡帳もしくはコドモンでお願いします。
- ・朝は、**9時までに登園**してください。病院受診等で遅刻の場合は12時まで受け入れます。給食等の関係もありますので12時以降はお休みをしてください。
- ・登降園の際はコドモンにて打刻をしてください。
- ・欠席をされる時はコドモンで、朝9時までに連絡してください。
- ・早迎えの際は、当日の朝までに時間をお知らせください。
- ・電子体温計で検温をし、38℃を越えた場合は、職場へ電話連絡をさせていただきます。なるべく早くお迎えをお願いします。
- ・体調不良の際は、必ず病院を受診していただき、検査結果が出るまでは自宅待機をお願いします。
- ・下痢、嘔吐等の場合は、感染力の強い場合が多いので職場へ電話連絡させていただきます。感染予防のため早めのお迎えや医療機関への受診と完治するまでお休みをしてください。
- ・紙パンツは園で処理します。
- ・嘔吐物や下痢便が衣服に付いた場合は、保健所からの指導で次亜塩素酸水に浸します。色落ちする場合があります。2次感染予防のためご理解をお願いします。
- ・園児のお迎えは、特別な事情が無い限り保護者の方でお願いします。事故等の安全面を考え、他の園児と一緒に連れての降園は、お断りします。
- ・お迎えに来られる方が変更になる場合は、あらかじめその方のお名前、続柄を連絡帳、あるいはコドモン、電話で必ずご連絡ください。連絡がない場合、園児が知っている方で、も安全のため、引き渡しはできません。
- ・職場や住所、電話番号（緊急連絡先）、家庭状況などが変わる場合は必ず園までお知らせください。「変更届」を、お渡しします。
- ・送迎時の車は当園の駐車場に停めてください。正門前や路上に駐停車をすることはご近所の方のご迷惑になりますので固くお断りします。
※駐車場や横断歩道など園外でのトラブルは一切園では責任を負いません。
- ・駐車場から保育園までの道路は、地域の皆さんの生活道路です。保護者の方は必ず、行きも帰りも園児と手をつないで歩いてください。(縁石は歩かせないでください。)
- ・混雑防止の為、登降園の際は速やかに車の移動をお願いします。

- ・ 駐車場で子どもを遊ばせたり、保護者同士が長話をしたりすることはやめてください。
事故防止のため、ご協力をお願いします。
- ・ 土曜日はお仕事の方のみお預かりします。必ず両親共に土曜日就労証明書を提出してください。
- ・ 土曜日、保護者の方のお迎え時間が午後 12 : 30 を過ぎる場合は、お昼寝をしていただきます。午後 4 : 00 までに必ずお迎えに来てください。
- ・ 服装・頭髪・爪は、いつも清潔にしてください。
- ・ 服装はなるべく自分で着脱できるものをお願いします。フード付きのジャンパーやスカート、スカートズボン、ベルト、サスペンダー等、危険性があるものは着用しないでください。泥や絵の具などで汚れても良い服で来てください。
- ・ プラスチック製の飾りのついた髪留めは危険を伴います。園ではゴムだけのシンプルなものを使ってください。ピン類の使用も禁止です。
- ・ 目印のためにカバンに付けるキーホルダーは 1 個にしてください。お友達が触って壊れても差し支えないものをお願いします。園生活に関係のないもの（玩具、おやつ、手紙等）は**持ち込み禁止**です。（紛失、子ども同士のトラブル、集中できない原因になります）
- ・ カラー帽子を忘れた場合は、安全確保の為、外遊び・お散歩を控えていただきますので毎日必ずお持ちください。
- ・ お布団は、園だよりに記載されている金曜日に持って帰ってください。
リースの場合は週 1 回新しいタオルケットへの交換をお願いします。
- ・ 子ども同士の遊びが活発になると、トラブルも起こりやすくなります。すり傷や打ち身等十分に配慮をしていますが、3 歳くらいまではトラブルの際、言葉で表現できない思いが「噛みつき」や「ひっかき」などの行動に現れることが多々あります。それに関して、園で発覚したトラブルは、園の責任と考えて加害的行為をした子どもの保護者にはお伝えしません。しかし、そのようなことが続く場合はお話しさせていただくこともあります。ご理解ください。
- ・ 新入園児さんは、保育園に慣れるまでは、徐々に保育時間を長くしていきます。
朝 9 時頃に登園し 1, 2 時間前後でお迎えに来ていただきます。個人差もありますが、1 ~ 2 週間程度の慣らし保育期間を設けています。※期間が延びる場合もあります。

準備物

◇0、1、2歳児

☆入園までにご家庭で準備していただくもの

- ・「手さげカバン」(約40×30cmくらい) 
- ・「汚れ物を入れるカバン(取手つきポリ袋2枚入)」
この袋にも名前を書いてください。
- ・「タオル(ひもつき)」毎日洗濯してください。 
- ・リュック(2歳児のみ)
- ・「布団1組+タオルケット2枚(枕は必要ありません)」必ずカバーをかけてください。(リースもあります。詳細は担任まで)
- おねしょシーツなどは、個々に応じて準備してください。
- ・「着替え」服の上下・パンツなど(全て2~3枚ずつ)ズボンはつなぎの物は避けてください。
- ・「紙パンツ5組」「おしりふき」は園で預かります。
- ・「食事用エプロン」

※全ての物に名前をわかりやすく書いてください。名前が消えそうな時は、園で書かせていただきます。ご了承ください。(お家から履いて来られる紙パンツにも、テープのすぐ下に名前をご記入ください。前に書かれていると丸めた際に隠れて見えなくなってしまうため)

☆新学期用品 (保育園規定品)

全 員	<ul style="list-style-type: none"> ・出席ノート ・シール ・カラー帽子 ・ゴム印 ・連絡帳ホルダー ・名札 ・ビニールファイル ・非常食 ・水
2 歳 児 の み	<ul style="list-style-type: none"> ・粘土 ・粘土箱 ・粘土板 ・はさみ ・パス ・のり ・エコバック

☆毎日持ってくるもの

0 歳	手さげカバン	お昼寝セット	パジャマ、紙パンツ2枚(Tシャツ、ズボンでも可)
		着替えセット	季節に応じた服上下・肌着・紙パンツ等
		連絡帳、出席ノート、タオル1枚、給食用エプロン1枚、紙パンツ3枚、カラー帽子、水筒(ストロー付)	
	汚れ物カバン	取手つきポリ袋2枚	
1 歳	手さげカバン	お昼寝セット	パジャマ、紙パンツ2枚(Tシャツ、ズボンでも可)
		着替えセット	季節に応じた服上下・肌着・紙パンツ等
		連絡帳、出席ノート、タオル1枚、給食用エプロン1枚、カラー帽子、水筒(ストロー付)、紙パンツ又はトレーニングパンツ3枚	
	汚れ物カバン	取手つきポリ袋2枚	
2 歳	手さげカバン	お昼寝セット	パジャマ、紙パンツ(Tシャツ、ズボンでも可)
		着替えセット (エコバックに入れる)	季節に応じた服上下、肌着、パンツ、くつ下
		タオル1枚、取手つきポリ袋2枚、カラー帽子	
	リュック	連絡帳、出席ノート、水筒	

◇ 3、4、5 歳児

☆入園までにご家庭で準備していただくもの

- ・「手さげカバン」
- ・「おはし」 袋に入れてください。
- ・「タオル 1枚（ひも付き）」 毎日取り替えてください。
- ・「布団 1組＋タオルケット 2枚」 必ずカバーをかけてください。（5歳児は必要ありません。4歳児は1月から進級に向け午睡が無くなりますので必要なくなります）（リースもありません、詳細は担任にお尋ね下さい。）
- ・「上靴」色は白、形は自由です。（いずれも底のやわらかいもの）
- ・リュック
- ・靴袋

☆服装について

- ・汚れや色落ちしても良いものでお願いします。
- ・日常生活、通園は私服ですが、園指定の体操服や白トレーナーでも結構です（活動しづらいものや、派手な服装は避けてください）
- ・体操教室、運動会、遠足などでは、体操服上下（半そで、半ズボン）白のトレーナーを使用しています。

※全てのものに、わかりやすく名前を書いて下さい。

名前が消えそうなときは、園で書かせて頂きます。ご了承ください。

☆新学期用品（保育園規定品）

全 員	<ul style="list-style-type: none"> ・粘土 ・粘土箱 ・粘土板 ・はさみ ・カラー帽子 ・パス ・のり ・お道具箱 ・連絡帳カバー ・名札 ・自由画帳 ・出席ノート ・シール ・ゴム印 ・エコバック ・ビニールファイル ・非常食 ・水
4・5歳児 のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・粘土べら

☆毎日持ってくるもの

3 ・ 4 歳	手さげカバン	カラー帽子、タオル1枚、パジャマ（Tシャツ、ズボンでも可）取手付きポリ袋1枚
		（エコバッグに入れる）着替え、パンツ、肌着、くつ下
	リュック	出席ノート、連絡帳、水筒、おはし（3歳児さんは必要になればこちらからお知らせします。）
5 歳	手さげカバン	着替え、タオル1枚、カラー帽子、取手付きポリ袋1枚
		（エコバッグに入れる）着替え、パンツ、肌着、くつ下
	リュック	出席ノート、連絡帳、水筒、おはし

緊急対応

万が一に備えて

・ S I D S（乳幼児突然死症候群）について

既往症もなく元気だった乳児が睡眠中に突然死亡する病気です。

生後2～6ヶ月から1歳未満に多く見られ、うつぶせ寝などが原因と考えられていますが、まだ解明されていないのが現状です。

園の昼寝時では、園児の様子を保育者が定期的に確認してうつぶせ寝を防ぐようにしています。

・ 感染症の予防について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び学校保健安全法施行規則に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・ 園での予防対策（手洗い、消毒の徹底、園舎の光触媒チタンコートなど）
- ・ 発生した場合の連絡（コドモン、掲示板、メール、保健だより等）
- ・ 手拭きタオルは個人の物を使用し、感染症流行時はペーパータオルを使用します。
- ・ アルコールや次亜塩素酸で、遊具や保育室等を消毒しています。
- ・ 毎月1回全職員が、0-157・サルモネラ・赤痢菌などの「腸内細菌検査」を受けています。
- ・ 毎日オゾンによる室内及びおもちゃ等の殺菌を行っています。

・ 不審者に対する対策

門扉セキュリティシステムを導入しています。また、インターホン、非常ベルを設置し、外部監視カメラでは玄関と門扉の出入口や園周辺を、職員室からモニターし24時間録画しています。（録画したものは、特別な事がない限り第三者に提供しません。）

散歩や遠足に出かけるときは、必ず携帯電話やネットランチャーを持って行きます。

・ その他

- ・ 避難訓練（火事、地震、不審者対応）を毎月1回行っています。
- ・ 安全管理のため、遊具点検を毎月1回行っています。
- ・ 急を要する病気や大怪我などの際は、救急車で救命救急病院に行き受診します。

緊急時の対応

保育の提供中に園児の健康状態が急変または、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡すると共に、嘱託医又はかかりつけの主治医、緊急搬送等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

田辺警察署	0774-63-0110
京田辺市消防署	0774-63-1125
京田辺市役所	0774-63-1122

警報時の対応

暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発令された場合、下記の対応になります。

午前7時現在警報発令中	自宅待機
午前10時までに警報解除	登園可
午前10時01分以降に警報解除	登園可(※弁当持参)
正午以降警報解除	休園
その他 注意報発令	登園可

※大雨、洪水警報等が発令された場合はご家庭の判断で登降園してください。

休園にはなりません。

※保育中に暴風を含む警報が発令された場合や、台風や積雪等で今後降園が困難と予想される場合、震度5弱以上の地震が発生した際は速やかにお迎えをお願いします。

災害時の難場所

保育園近隣の難場所は次のとおりです。

指定避難場所	薪小学校
指定緊急避難場所	薪小学校

災害時の対策

災害に関して、具体的な防災計画を立てる防災管理者を定めています。
災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難訓練及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	主任保育士
避難訓練	年12回
防災設備	消火器 誘導灯 火災報知器 避難すべり台など

賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保険の内容	保険金額
日本スポーツ振興センター 災害給付制度	当園の管理下における園児の 負傷、疾病、傷害、死亡に対する 補償	負傷・疾病 療養費の4/10 障害 44万円～4000万円 死亡 1500万円～3000万円
あいおいニッセイ同和損害保険 幼稚園賠償責任	当園の管理や業務の不備・欠 陥に起因する事故により、法 律上の賠償責任を負った場合 の補償	身体障害 1,000万円 財物損壊 100万円

業務の質の評価について

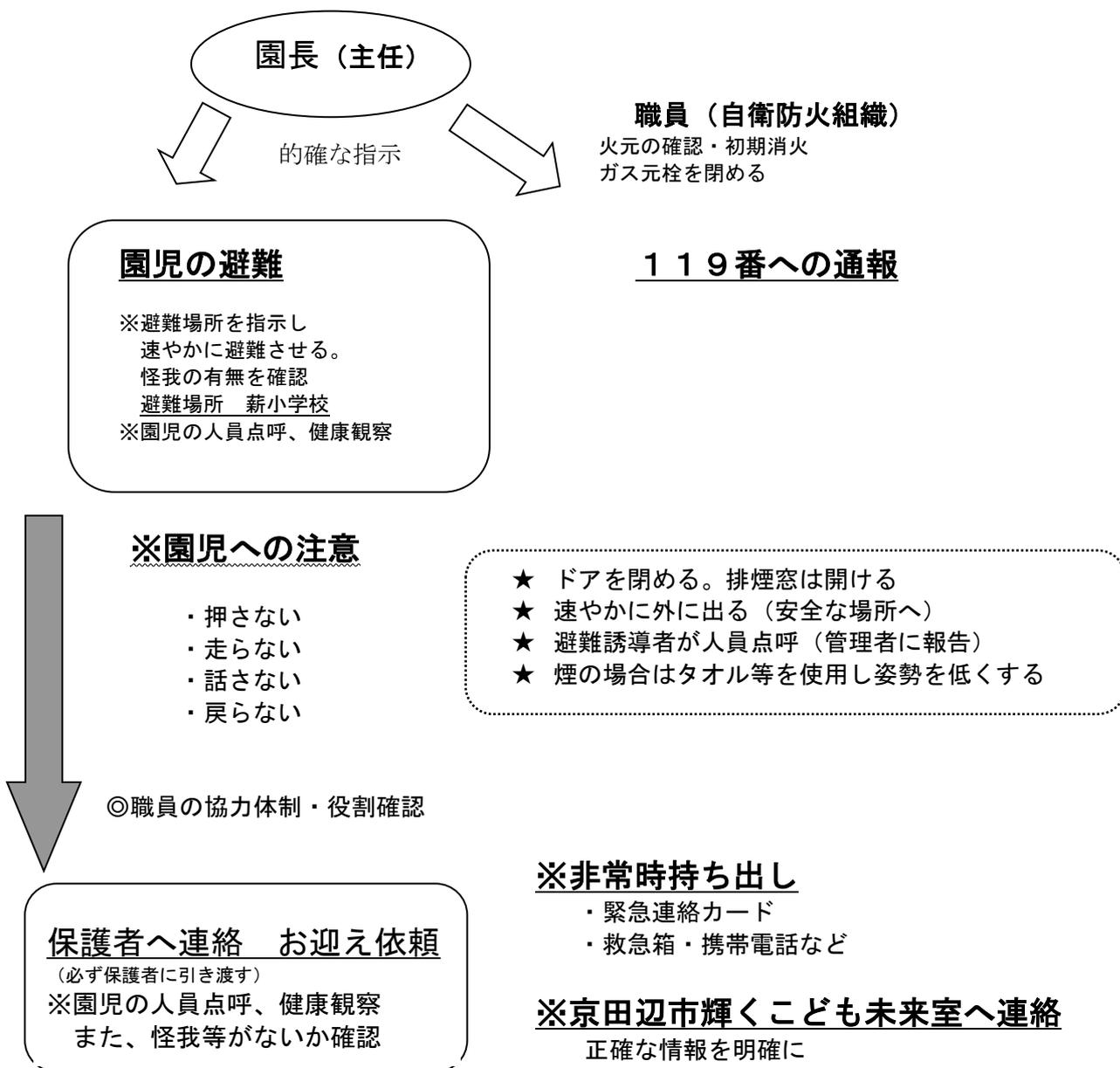
保育所の自己評価	自己評価に基づき、各々が自己評価を年1回実施しています。
外部評価	評価機関：京都介護・福祉サービス第三者評価支援機構 実施回数：5年に1回(令和4年度 実施) 公表先：京都府保育協会のホームページ

地域の育児支援について

・育児相談を随時実施・園庭解放

① 火災時の対応

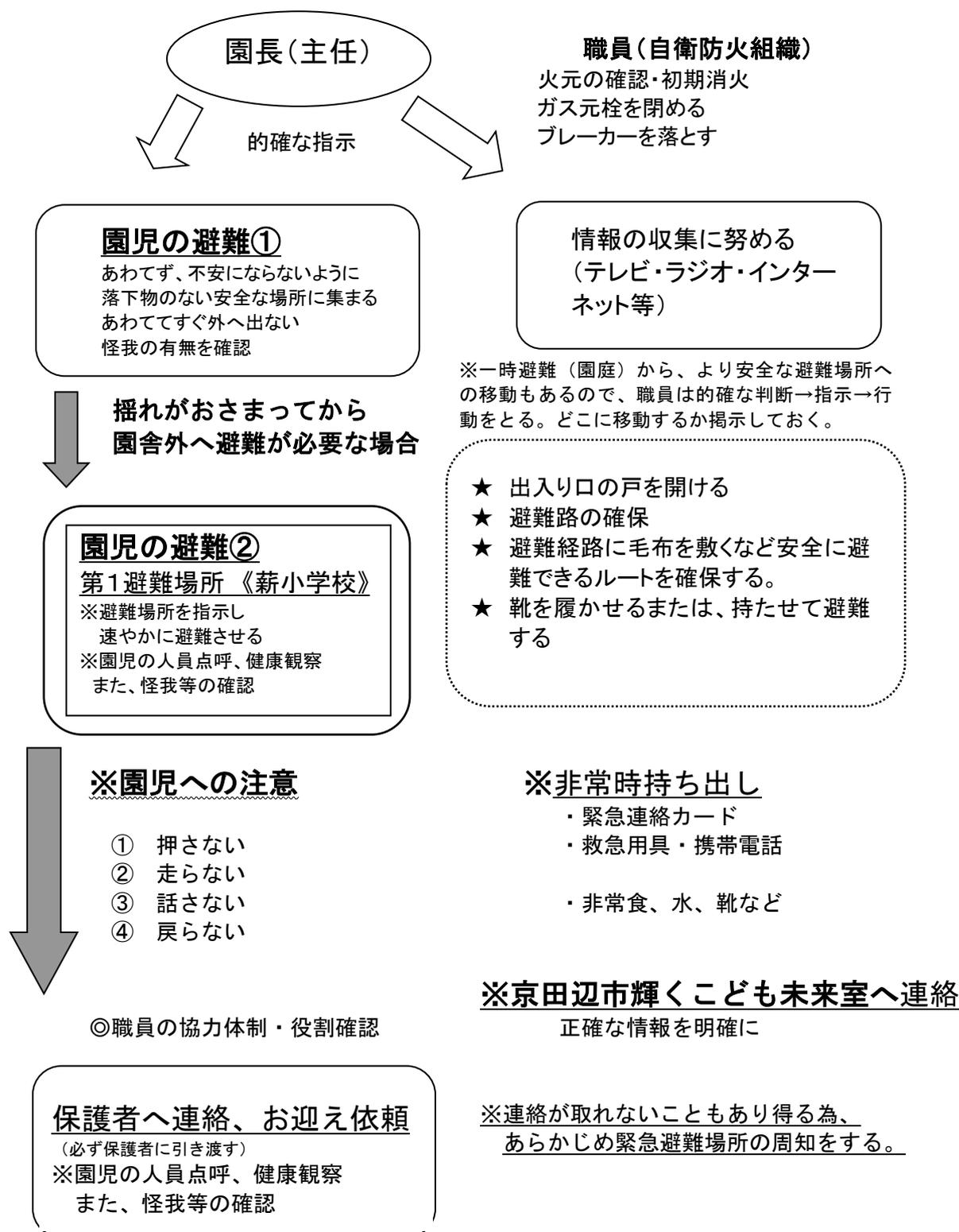
保育園が火元の場合



保育園周辺が火災の場合

- 1 情報収集に努める・消防署の指示に従う
○火災の規模はどの程度か消防署の指示に従う
○周辺に危険箇所はあるか
○風向きはどうか
- 2 避難が必要ななら、指示された避難場所へ園児を誘導する。
- 3 必要に応じて、保護者へ連絡する。

②地震時の対応



※連絡が取れない場合は、あわてずに避難場所で待機すること
※保育園内にも避難先を掲示しておく。コドモンへ配信をする。

苦情解決窓口

当園では「苦情申出窓口」を設置しています

社会福祉法第 82 条の規定により、本園では皆様方からの苦情に適切に対応する体制を整えています。本園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置していますので、お気付きの点等がありましたらお申し出ください。

1. 苦情解決責任者	北川 昌信	理事長
2. 苦情受付担当者	川戸 洋子	園長
3. 第三者委員	(1) 香村 侃彦 (2) 井上 弘	連絡先：62-1984 連絡先：62-2867
4. 苦情解決の方法	(1) 苦情の受付 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。	
	(2) 苦情受付の報告・確認 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。	
	(3) 苦情解決のための話し合い 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。 ア. 第三者委員による苦情内容の確認 イ. 第三者委員による解決案の調整、助言 ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認	
★玄関に「なんでもポスト」を設置しています。ご意見やご要望等、いつでもどんな用紙でもかまいません。気軽にお入れください。		

病 気

健康管理について

園児の健康状態は常に変化しています。保育園は、家庭との連携を密にしながら、園児達の様子を見守るため、マニュアルに従って適切な対応をしています。

健康維持の秘訣は十分な睡眠と栄養です。園では園児達に適した生活リズムをつくりだすことを念頭に考え、実践しています。

くすりについて

はじめに

保育施設では通常、くすりの預かりや与薬を行いません。体調が悪い時は家庭で様子を見ていただくか、病児、病後児保育を利用していただくのが原則です。保育時間中に与薬が必要な場合には、本来は保護者が来園して服用させていただくものです。

ただし、やむを得ない理由で来園できない時は、保護者と園側で話し合いのうえ、保育時間内での与薬が必要な場合に限り、保護者の申し込みをもって園の担当者が代わりに与薬します。この場合は万全を期するため下記の事項を確認し守っていただきます。不備等がある場合は安全のため与薬いたしません。

- 1 くすりは、診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
- 2 保護者の個人的な判断で持参したくすり(市販の薬も含む)は、与薬いたしません。
- 3 座薬の使用は原則として行いません。熱性けいれん等、やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用する場合はその都度保護者に連絡し確認後同意のうえで与薬します。確実に連絡が付く連絡先を提出してください。
- 4 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園ではその判断ができません。その都度保護者に連絡しますのでご了承ください。
- 5 慢性疾患(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置については、保育所保育指針(厚生労働省)により、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うと共に、在園時間を医師に伝え、可能な限り家庭内の与薬となるようご相談ください。
- 6 持参するくすりについて
 - ①処方されたくすりについては必ず服用時間が記されている袋に入れる。**または処方箋と一緒に連絡帳にはさむ。そして連絡帳のくすり有欄に○印をしてください。**
※塗り薬には塗布する場所を明記してください。

②使用するくすりは当日分のみ1回ずつに分けて必ず名前、日付、食前・食後等を書きご用意ください。

- 7 主治医の診察を受け、くすりが処方される時は、現在〇時から〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則くすりの与薬ができないことをお伝えください。
(例えば、1日3回のくすりを2回にわけて処方することはできないかなどの相談をしてください)
- 8 目薬持参の登園はお断りします。完治し目薬が必要なくなってから登園してください。(集団生活をする上で、感染力が強いいためご理解ください。)
- 9 初めてのくすり、座薬は保育園で与薬できません。アレルギーや副作用が確認できないため、必ず家庭内1回以上服用し、問題が無いか確認してください。

感染症の出席停止期間

感染症と診断されたときや、感染が予想される場合は、園内感染のリスクを予防するためにお休みをしていただきます。完治されずに園に来られますと他の園児に感染して迷惑をかけるだけでなく、学年閉鎖や休園等の措置となりかねません。くれぐれも守っていただきますようお願いいたします。

(注) 最終的な判断は医師の指示に従ってください。病気後通園される場合はお渡ししている『登園届』に記入捺印しお持ちください。

日本保育園保健協議会

病名	潜伏期間	主な症状	登園基準	備考：保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)
インフルエンザ	1～2日	発熱、全身倦怠、筋肉痛、鼻カタル、咽頭痛、咳	発症後5日間、かつ解熱後3日を経過するまで。	
百日咳	6～15日	発作性咳の長期反復、持続	特有の咳が消失したとき	3歳以下の乳幼児は肺炎を合併することがある
はしか(麻疹)	10～12日	上気道のカタル、発熱、粘膜疹コプリック班	発疹に伴う熱が下がった後、3日を経過し元気がよいとき	
小児まひ(ポリオ)	1～2週間	感冒様症状、手足の麻痺	急性期の主要症状が消失するまで	90～95%は症状の現れない不顕性感染
ウィルス性肝炎		全身倦怠感、食欲不振、ほとんど自覚症状なし	主要症状が消退するまで	
おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	14～24日	発熱、耳下腺、舌下腺、顎下腺の腫	耳下腺の腫れが消失したとき	思春期の以後の感染では睾丸炎、卵管炎の合併症

		脹及び圧痛		に注意
三日はしか (風疹)	14～24日	種々の発疹、軽熱、リンパ腺腫大	発疹が消失したとき	妊娠初期の感染に注意
水ぼうそう (水痘)	11～20日	軽熱、被覆部に発疹、斑点丘疹状→疱→顆粒状痂皮	すべての発疹がかさぶたになったとき	
プール熱 (咽頭結膜熱)	5～6日	発熱、全身症状、咽頭炎と結膜炎の合併症	解熱し、主要症状がなくなった後、2日を経過してから	医師の許可があるまでプールには入らない
流行性 角結膜炎	1週間以上	軽熱、頭痛、全身倦怠、結膜炎の炎症、眼瞼浮腫、目やに	治癒するまで	医師の許可があるまでプールには入らない
急性出血 結膜炎	2～3日	流涙、結膜充血、眼瞼浮腫、滲出液	治癒するまで	
ヘルパンギーナ	2～7日	高熱、咽頭痛、咽頭に水疱	医師が登園して差し支えないと判断したとき	
手足口病	2～7日	感冒様症状、手足口に赤班→水泡	医師が登園して差し支えないと判断したとき	
りんご病	17～18日	顔面赤班とくに頬部の赤班性発疹	医師が登園して差し支えないと判断したとき	妊婦は感染しないよう、流行期は注意が必要
溶連菌 感染症	2～4日	発熱、咽頭痛、扁桃腺炎、莓舌、頸部リンパ節炎、全身に発疹	有効治療をはじめてから2～3日たって	
乳児嘔吐 下痢症	1～3日	発熱、下痢、嘔吐	主な症状がほとんど消失し、医師が登園して差し支えないと判断したとき	
感染症 胃腸炎	1～3日	発熱、腹痛、下痢	主な症状がほとんど消失し、医師が登園して差し支えないと判断したとき	

マイコプラズマ肺炎	2～3週間	咳、発熱、呼吸困難（重症の場合）	主な症状がほとんど消失し、医師が登園して差し支えないと判断したとき	
突発性発疹	1～2週間	高熱、3日後に全身発疹	主な症状がほとんど消失し、医師が登園して差し支えないと判断したとき	
ヘルペス性菌肉口内炎		口内炎症	主な症状がほとんど消失し、医師が登園して差し支えないと判断したとき	
とびひ	2～10日	主として豆つぶ大水疱→破れて膿がでるかゆみ	他人への感染の恐れがないと医師が認めたとき	
水いぼ		球状のいぼ	他人への感染の恐れがないと医師が認めたとき	

※上記の病気は、医師の許可をもらい登園届に記入の上、通園してください。

虫除けスプレーの使用について	<p>厚生労働省からの通知に基づき、次のように決めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6ヶ月未満の赤ちゃんには使用しない ・ 6ヶ月～2歳まで 1日1回まで ・ 2歳～12歳まで 1日3回まで ・ 子どもが自分で使用するのは避けること
----------------	--

◎小児救急電話相談 #8000

囑託医

三村小児科医院	京田辺市河原食田10-5	0774-62-0735
わたせ歯科	京田辺市花住坂1丁目2-5	0774-65-2155

緊急時に行く救急病院

田辺中央病院	京田辺市田辺中央6-1-6	0774-63-1111 (代表)
--------	---------------	-------------------

* 救急隊員の判断した病院へ行くこともあります。

子どもの人権

子どもの人権について

児 童 憲 章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

※児童憲章の精神に則り、「子どもたち一人一人の人権」に十分配慮しながら、保育を展開しています。

乳幼児虐待について

— 虐待とは —

たとえ親からの愛情から行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、それは「虐待」であるといえます。

皆さんの目から他の子どもさんを見て「おかしい、やりすぎではないか」と思う場合は、早めに専門機関に相談しましょう。

児童虐待は、子どもの成長・発達にとって悪影響を与えるばかりか、時には子どもの命に関わる深刻な問題です。いち早く発見し、支援の手を差し伸べるために、社会全体の協力が求められています。

Q：もし・・・虐待かなと思ったら？

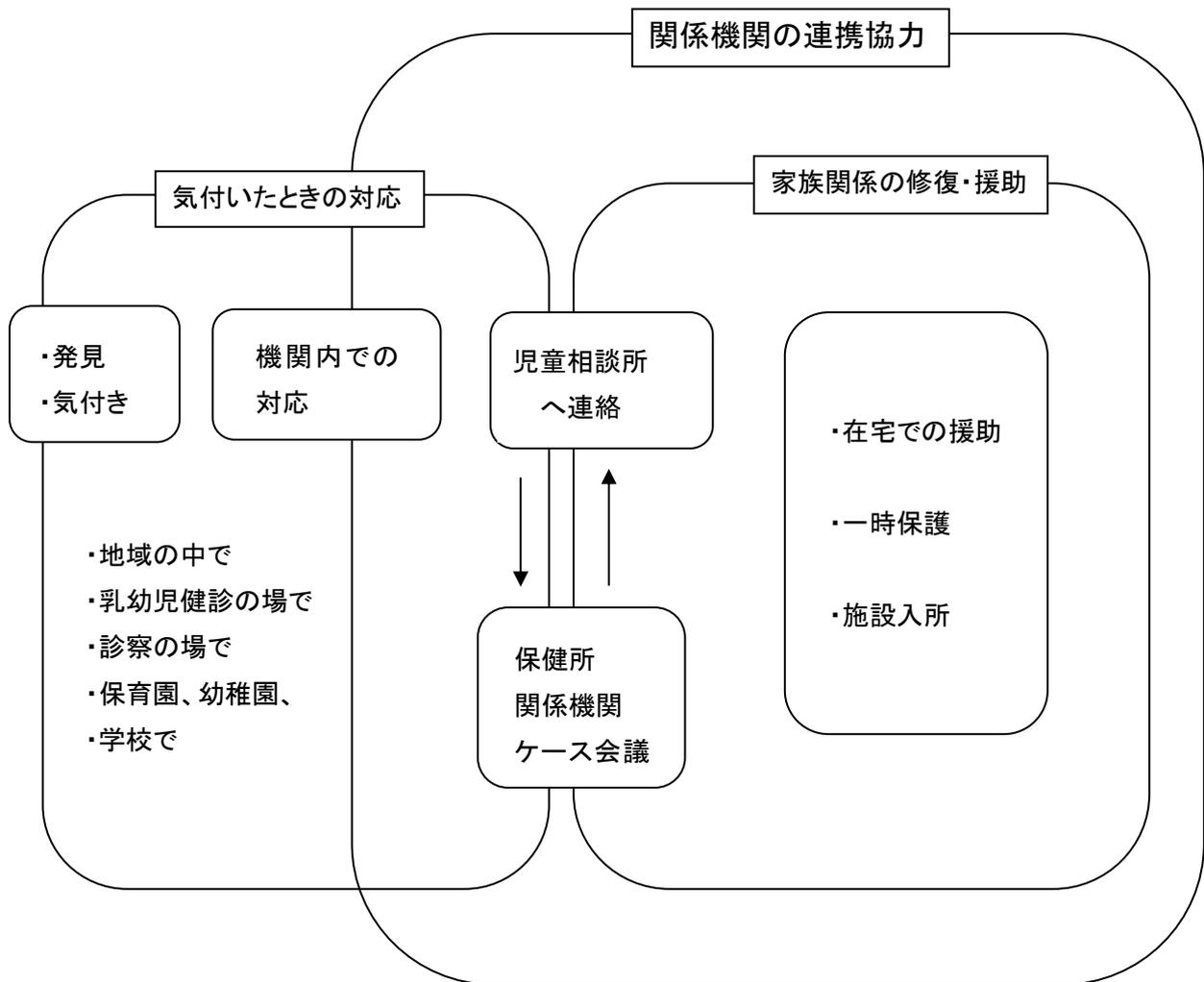
A：虐待と疑われる時は通報しなければならない義務があります。虐待でなくとも、推察でよいのです。報告が法的に義務付けられていますが、報告者が誰かを特定されてしまうような情報は決して漏らされません。秘密は必ず守られます。

子どもの虐待には次のようなものがあります

- ① **身体的虐待**
殴る、蹴る、つねる、縛る、タバコの火を押し付ける、からだに傷あとが残るなど、生命が危うくなるようなけがをさせること。
- ② **養育の拒否・放置（ネグレクト）**
適切な衣食住の世話をしない、通園、通学させない、病院に連れて行かないなど。
- ③ **心理的虐待**
子どもを無視したり、罵声をあびせたりして、心に不安やおびえなどをひきおこすこと。
- ④ **性的虐待**
性的ないたずら、性行為を強要すること。

気になる子どもがいるのだけれど・・・

京都府宇治児童相談所京田辺支所	月～金 8:30～17:00	TEL 0774-68-5520
家庭児童相談室(子育て支援課内)	月～金 9:00～17:00	TEL 0774-64-1309
児童相談所全国共通ダイヤル	24時間	TEL 189



※図のように関係機関と連携をとっています。

個人情報の保護について

—「個人情報」とは—

個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報をいいます。

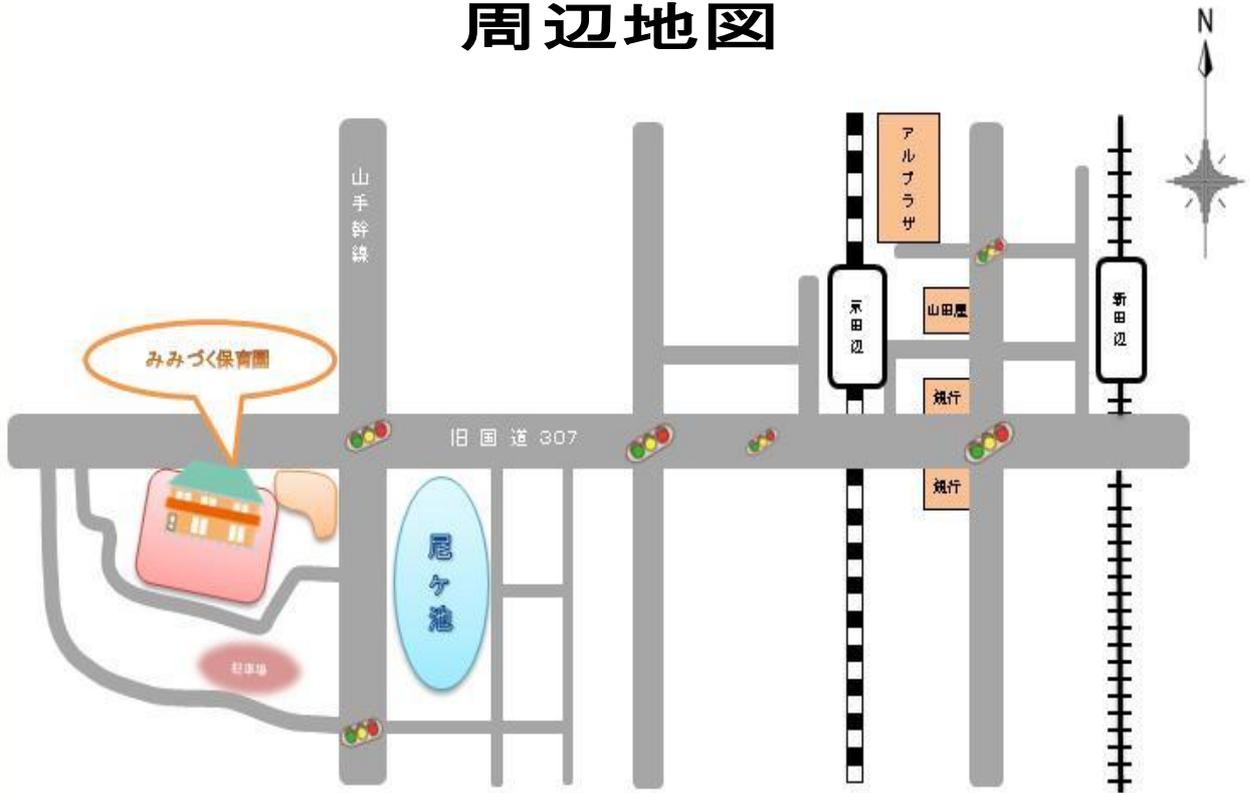
当園では、連絡帳、お部屋の作品掲示、小学校への報告文書、健康手帳 その他、園児一人一人に関する記録文書、ブログ、SNSへの写真掲載など、個人情報に関するこれらは全て、保護者の皆様に園でのお子様の様子をお知らせしたり、一人一人の保育をよりよくしたりするためのサービスの一環として行い、利用目的の範囲内で利用しております。

当園は、法に基づき許容される範囲を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。どうぞ、ご了解いただきますようお願いいたします。

尚、掲載写真につきましては、お家で見て楽しんでいただく以外の利用はご遠慮くださいますようお願いいたします。プリントアウトにつきましては個人の管理下での使用のみを認め、第三者への転用等は固くお断りします。行事の時に撮影したビデオや写真につきましても同様の扱いとさせていただきます。また、園児名簿、行事等の園児の様子をメールで流したり、SNSに投稿したりする事は固くお断りさせていただきます。

個人情報の保護に関して不明な点がございましたら、職員室までお申し出ください。

周辺地図



最寄駅

- ・近鉄京都線「新田辺」駅 徒歩 20 分
- ・JR学研都市線「京田辺」駅 徒歩 15 分

memo